

組合員各位・ご家族  
のご繁栄とご多幸を  
お祈りします。

事務所休日

12月30日

1月8日



# 東海一般

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

本部  
四日市市芝田1丁目11-27  
☎(059)356-1017  
中勢支部 松阪支部  
津市上井財町18-13ワーブビル2F  
☎(059)213-1193  
伊賀支部  
伊賀市上林670 ☎(059)213-1193  
名張支部  
名張市緑が丘東182 ☎(059)213-1193  
南勢支部  
伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717  
HP://www.tokai-ippan.net/



輝かしい新春を迎え皆様のご清福をお祈り申し上げます  
本年も何卒よろしく願いたします  
平成30年 元旦

## 賀正

(東海一般労働組合本部会館四日市)

# 600名の頂へ

## 一年達成へ

### みえた!

新年明けましておめでとう  
ございます  
昨年は安倍一強政治の下、「森  
本・加計」学園に象徴される  
安倍総理の恣意的な付度政治  
が明らかとなり、自・公政権  
に対し国民の政治不信は極度  
に高まりました。そして、先  
の衆議院選挙は、自民党にす  
りよる希望の党を抑え、信念  
を貫いた「立憲民主党」が野  
党第一党に躍り出ました。良  
識が生きていた証しです。  
米国ではトランプ政権の誕  
生で、中東や東南アジアでの  
不安定要素が高まり、特に北  
朝鮮とのチキンレースでは戦  
争への危機的状況が生まれて  
います。  
国内に目を転ずれば、政府  
は景気回復は上向いている、  
と公表していますが多くの国  
民はその実感を享受できず  
もその一端です。建設業では  
人手不足が顕著で、その背景  
には劣悪な労働環境が指摘さ  
れてきました。  
昨年、4月から社会保険等

の加入が厳格化され、労働環  
境の改善に大きく踏み出しま  
したが、財政的に余裕がない  
中小零細企業の経営に深刻な  
打撃を与えています。こうし  
てきた。今年600名の頂が見  
えてきました。

### 東海一般に 期待します



四日市市議会議員  
小林ひろつく 氏



衆議院議員  
田村 憲久 氏



衆議院議員  
川崎 二郎 氏



南勢支部委員長  
西井 一浩 氏



名張市議会議員  
山下 登 氏



津市議会議員  
田中かつひろ 氏

十二支の中で人間に最も親しみのある動物はなんと言っても  
「いぬ」ではないでしょうか。彼らの仕草やなき声で、時に心  
が癒されることがあります。  
写真は我が家のなな美(9歳右)、みな奈(7歳)。



## 戌

### ホームページ好評開設中!



活動内容を掲載すると同時に、多くの加入  
者にも組合の良さや、充実の保障など解り  
やすく説明しています。  
これにより組織の拡大にさらなる「弾み」  
を期待しています。

<http://www.tokai-ippan.net/>

組合員・家族の皆様のご健  
ご挨拶とさせていただきます。  
(森永委員長)



行政書士  
野呂 勇夫 氏



行政書士  
澤田 佳功 氏



司法書士  
笠原 幸枝 氏



司法書士  
山中 一人 氏



南三重計算センター  
社長  
吉松千賀子 氏



長田邦彦税理士事務所  
税理士  
長田 邦彦 氏



損保ジャパン・中・南勢担当  
田辺 裕也 氏



損保ジャパン・北勢担当  
小井 正史 氏



富士火災  
安富 善久 氏



東京日動  
磯部 雅宏 氏



行政書士  
橋本 尚美 氏



行政書士  
山崎 達樹 氏

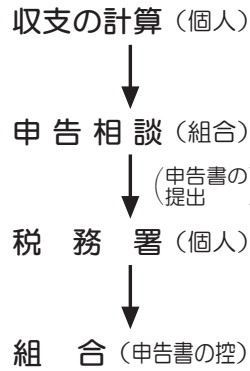


# 「確定申告書」の提出変更 一括から個人へ



確定申告書は税務相談の後、個人で税務署に提出し、税務署の押印された控えを組合で保管することにします。ご面倒をおかけしますが、ご協力をお願いします。

## 申告書の提出方法



# 税金相談会(一般)

## 持参するもの

(絶対忘れないようにしてください)

- ※ 收支計算されていない方は税金相談が出来ませんので注意してください。
- 確定申告書、納付書

- 小規模企業共済の証明書  
加入者には「掛金証明書」が送られています。

- 昨年の申告書の控  
※ 初めて組合の相談を受ける方

- 生命保険、火災保険、個人年金等の払込み証明書

- 建設国保、市町村国保、労災保険の納入証明書

- 市町村国保の方は、役所で平成29年分の納入証明書を発行して貰い持参するか、

または納入額を確実に聞いてきてください。

- 国民年金・年金基金の証明書(家族含む)

※ 社会保険事務所で再発行します。

- 扶養家族の氏名、生年月日  
がわかるようにして申告書の控に書いてきて下さい。

未記入の場合は税相談が遅れますし、申告書記載間違いの原因にもなりますので必ず記入してきて下さい。

- 子供さんがフリーターなど年間一〇三万円以上の収入がある場合は扶養親族に該当しません。(源泉徴収書等で収入の確認をお願いします。毎年税務署からの問合せが多くなっています。)

- 農業所得のある方は、收支計算が必要となります。

## 同居親族の給与支払は?

白色申告の事業主が、仕事を手伝っている奥さんや同居している息子さんに、「給与を支払っている」ケースを時折、耳にします。

青色申告でない場合、奥さんや息子さんに支払った給与分は経費として一切認められませんが、使用人と同様、経費として認められますので、青色申告前に組合に相談してください。

青色申告の申請は、事業を開始してから二カ月以内に税務署に届けるか、事業年度内(組合で販売している「取りまとめ帳」が便利です)

一時所得、雑所得のある方は、その收支がわかるように。(生命保険の満期金等に)

# 青色申告はOK 白色申告はダメ

## 電話予約制

来所される方は下記の内容をお読みください。

計算センター会員は別枠で相談会を開催。



・ 日 中勢・伊賀地域 2月13 / 15 / 16 ☎059-213-1193

四日市・鈴鹿地域 2月19 / 22 / 23 ☎059-356-1017

※都合により変更する場合がありますので予めご了承下さい。

・ 場所 組合事務所

・ 費用 2,000円 (所得計算書等)

\* 上記以外に消費税申告は1,000円

- 年間支払い医療費(自己負担分)が実質10万円以上家族(含)ある世帯は、支払った医療費の領収書を持参(合計してきて下さい)
- 住宅取得控除が受けられる方は残高証明書、初めての方はその他に登記簿謄本、契約書、住民票等が必要。

- 事業所得者は、收支が必ずわかるようにして下さい。
- 奥さんがパートに出ている場合は、配偶者特別控除の対象となる場合があるので、奥さんの源泉徴収票(平成29年度分)必要。

## 税務申告・税務調査



長田税理士 建設業以外の方も  
MKC 三重計算センター有限公司  
☎ 059-355-4111

各地で税務調査が頻発しています。個人では税務署とのやり取りするのは大変困難です。当組合と提携関係にある長田税理士(三重計算センター)では日常の記帳指導から税務調査まで対応しています。

建設業以外の方でも相談に応じています。

# 課税 2年前の売上げ者 消費税

に青色申告する場合、その事業年度内に税務署に届け出ることで、翌年度から適用されることになっていきます。

消費税率の課税業者になるか、売上げが1千万円以上あればその年度から「消費税の課税業者」になります。

# 103万・130万円の壁

奥さんの収入により、税金や社会保険料が増えることがあります。有名なのは「収入が103万円と130万円の壁」です。103万円を超えると夫の配偶者控除が減額されます。配偶者控除は妻の収入が増える

## 妻の年収



と段階的に減り、141万円以上の収入ではゼロになります。会社員の妻の場合、妻の収入が130万円以上になると夫の扶養から外れ、社会保険(健康保険・厚生年金)の対象になります。

政府は年収850万円超の高所得者(300万人)の増税を決定しました。

## 配偶者特別控除額を調べよう

控除額	配偶者の合計所得金額	給与・パート収入では
38万円 ←	38万円超 40万円未満	103万円超 105万円未満
36万円 ←	40万円以上 45万円未満	105万円以上 110万円未満
31万円 ←	45万円以上 50万円未満	110万円以上 115万円未満
26万円 ←	50万円以上 55万円未満	115万円以上 120万円未満
21万円 ←	55万円以上 60万円未満	120万円以上 125万円未満
16万円 ←	60万円以上 65万円未満	125万円以上 130万円未満
11万円 ←	65万円以上 70万円未満	130万円以上 135万円未満
6万円 ←	70万円以上 75万円未満	135万円以上 140万円未満
3万円 ←	75万円以上 76万円未満	140万円以上 141万円未満
0円 ←	76万円以上	141万円以上
配偶者特別控除	38万円以下	103万円以下

## 消費税

29年度	30年度	31年度
売上額	売上額	売上額
① 1千万円未満	① 1千万円未満	① 免税業者
② 1千万円超 ~5千万円未満	② 1千万円超 ~5千万円未満	② 課税業者 (※簡易課税選択 ※本則課税)
③ 5千万円超	③ 5千万円超	③ 課税業者 (※本則課税のみ)

※ 29年度の売上げは31年度に反映されます。

「課税業者」になります。消費税の計算は本則課税と簡易課税の2種類があり選択制となっています。2年間は変更できません。詳しくは組合までご相談下さい。